

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		改正後		改正前	
2 〔略〕	〔略〕	第三十六条の三第二項	銀行法第六十三条第一号の三に規定する主務省令で定める措置	〔同上〕	第三十六条の三 銀行法第六十三条第一号の二及び第一号の三に規定する主務省令で定める措置
		第三十六条の三第一項	銀行法第六十三条第一号の二に規定する主務省令で定める措置		
		<p>附則          （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）          第三十五条  次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>		<p>附則          （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）          第三十五条 〔同上〕</p>	
2 〔同上〕	〔同上〕			〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。